

## 委託業務処理要領

### 1 調査主題

北海道の人口減少などに関する意識調査

### 2 調査の目的

道民の意向等を道政に反映させる道民参加型の行政（広聴）手段として、北海道の人口減少などに関する意識調査を実施し、道民の道政に対する意識等の的確な把握に努めるとともに、調査結果を政策形成に反映させる。

### 3 調査の方法

郵送（往復）による調査 ※標本数1, 500

### 4 委託業務の内容

- (1) 調査対象者の抽出業務
- (2) 調査票等の作成、印刷、発送業務
- (3) 調査票の回収・確認業務
- (4) 調査結果の集計・解析業務
- (5) 調査報告書の作成業務
- (6) 回収済み調査票及び抽出名簿等の廃棄業務

### 5 調査対象者の抽出業務について

- (1) 地域 北海道全域
- (2) 調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- (3) 標本数 1, 500
- (4) 地点数 150地点
- (5) 抽出方法 層化二段無作為抽出法（抽出原簿：住民基本台帳）

### 6 調査票等の作成等について

#### (1) 調査票等の内訳

- ア 挨拶文（A4版）
- イ 調査票（A4版冊子／20頁程度）
- ウ 調査票回収用封筒（長形3号／緑色）
- エ お礼状兼督促状（はがき）

#### (2) 調査票等の作成について

- ア 「挨拶文」は「北海道知事名」で作成し、「お礼状兼督促状」は「北海道総合政策部地域創生局長名」で作成すること。
- イ 「調査票」の設問及び「挨拶文及びお礼兼督促状」の内容は、別途指示する。
- ウ 「調査票回収用封筒」の宛先は受託者とする。

#### (3) 印刷について

調査票等は、内容の承認を受けた後、印刷すること。

なお、標本数（1, 500）のほか平仮名でルビを振った調査票を10部印刷すること。

#### (4) 発送について

ア 調査対象者全員に、「挨拶文」、「調査票」、「調査票回収用封筒」を同封し発送すること。

イ 調査票等の発送に必要な封筒（角形2号）は、北海道が提供する。

※ 受託者において、封筒に「北海道の人口減少などに関する意識調査在中」と記載すること。

ウ 調査票等の発送は、メール便の利用を可能とする。

※ 調査対象者が転居した場合に転居先に送達可能なものとする。

エ 「お礼状兼督促状」は、「調査票」回収期限前に、調査対象者全員に送付すること。

オ ルビを振った調査票が必要な方から問い合わせがあった際に、対象者に対し、ルビを振った調査票を送付すること。

#### 7 「調査票」の回収について

「調査票」の回収は、日本郵便株式会社の料金受取人払制度を利用し、当制度の申請は受託者が実施すること。

なお、本調査業務は、インターネットを併用して調査をすることとしており、インターネットを活用した回答については、回答期限後、委託者から受託者に回答データを引き渡すこととする。

#### 8 調査票の集計・解析について

「調査票」の集計・解析は、設問項目ごとに別途指示するとおりに実施すること。

#### 9 成果品について

##### (1) 指定成果品

ア 調査結果に関する報告書2部

イ 作成した報告書のほか、本業務に係る調査結果データを保存した「DVD-R」

ウ 提出期限 令和6年（2024年）9月2日（月）

##### (2) 成果品

ア 調査結果に関する報告書10部

※ 製本仕様 A4 判、くるみ製本仕上げ（背表紙あり）

イ 作成した報告書のほか、本業務に係る調査結果データを保存した「DVD-R」

ウ 提出期限 令和6年（2024年）9月27日（金）

#### 10 回収済み「調査票」及び抽出名簿等の廃棄業務について

受託者は、回収済み「調査票」及び抽出名簿等は、成果品の引き渡し後に廃棄処分し、「廃棄業務完了報告書」（別紙1）及び「廃棄処理証明書」を受託者に提出すること。

#### 11 その他

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに「業務処理計画書」を委託者に提出すること。

なお、「業務処理計画書」を変更する場合は、速やかに「業務担当員」と協議すること。

- (2) 受託者は、業務完了後、速やかに「調査業務完了報告書」（別紙2）を委託者に提出すること。
- (3) 住民基本台帳閲覧に要する経費、調査票及びお礼状兼督促状の発送費、調査票の回収費は受託者の負担とする。
- (4) 住民基本台帳閲覧については、北海道から調査対象市町村へ閲覧協力に関する通知を発出するので、閲覧に関する作業はその後に進めること。
- (5) 住民基本台帳閲覧に際して、調査対象年齢の方が含まれていないか、氏名等が正しく転記されているかなどの確認方法について、道と協議の上、決定すること。
- (6) 受託者は、業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報取扱特記事項」（別紙3）を遵守すること。
- (7) 受託者は、調査を進めるに当たって不明な点が生じたときは、北海道と協議を行い、調査の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (8) 北海道は、受託者に対し、必要に応じて調査状況等についての報告を求めることができるものとする。

( 別紙 1 )

廃棄業務完了報告書

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住 所  
受託者  
氏 名

業務名 北海道の人口減少などに関する意識調査業務

令和6年 月 日付けで契約した上記の業務に係る廃棄業務を完了したので、報告します。

記

- 1 廃棄業務完了年月日  
令和 年 月 日
- 2 廃棄物件
- 3 処理方法

( ※ 廃棄業者による証明書を添付すること。 )

調査業務完了報告書

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住 所  
受託者  
氏 名

業務名 北海道の人口減少などに関する意識調査業務

令和6年 月 日付けで契約した上記の業務に係る調査業務を完了したので、報告します。

記

- 1 調査業務完了年月日  
令和 年 月 日
- 2 成果品  
報告書 10部  
調査結果データを保存したCD-R 一式
- 3 その他  
成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者及び受託者の業務に従事する職員（雇用関係のない職員を含む。以下同じ。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後においても同様とする。

2 受託者は、その使用する者が、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

### (目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

### (第三者への提供制限)

第4 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写・複製の禁止)

第6 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

### (安全管理措置)

第7 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (漏えい等の報告等)

第8 受託者は、個人情報等の漏えい等の事案が発生した場合、また安全管理の上で問題となる事案の発生を認識した場合に、直ちに委託者に報告しなければならない。

### (提供資料等の返還等)

第9 受託者及び受託者の業務に従事する職員は、業務を処理するため委託者から提供された、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第10 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。